

令和7年6月10日

令和7年度第3回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和7年6月10日（火曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和7年6月10日（火曜日） 午後2時14分

4. 議案

- 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 議案第8号 令和7年度東青地区農業委員会大会等への要望について
 議案第9号 令和7年度東青地区農業委員会大会スローガンについて
 報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第11号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋 谷 進	2番 安 部 浩 一	3番 一 戸 昭 憲
4番 大 柳 建 秀	5番 木 村 孝 芳	6番 工 藤 隆 志
7番 窪 寺 洋 志	8番 齊 藤 光 朗	9番 澤 田 今日一
10番 中 村 美喜雄	12番 西 澤 清 光	14番 野 口 友 子
15番 福 士 修 身	16番 堀 内 俊 春	17番 三 上 紘 史
18番 安 田 昌 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

11番 成 田 貴 吉	13番 西 塚 伸	19番 山 田 正 樹
-------------	-----------	-------------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千 島 修	2番 赤 田 千 草	3番 福 士 博 人
4番 工 藤 隆 正	6番 風 晴 繁 雄	7番 山 内 洋 一
9番 川 村 富 子	11番 小 泉 作 郎	12番 金 井 直 也
13番 石 川 正 光	19番 細 川 隆 雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

5番 木 立 忠 徳	8番 山 田 五 月	10番 川 村 忠 則
14番 奈良岡 和 也	15番 野 呂 正 幸	16番 石 村 英 康
17番 猪 股 康 行	18番 出 町 鉄 昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主幹	相馬康宏
主幹	古田正之	主査	菊池亮氏
主事	永井新平		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和7年度第3回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

9番澤田今日一委員、14番野口友子委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 5 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

所有権移転が 7 件、賃借権設定が 3 件、使用貸借権設定が 2 件の計 12 件となります。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 8 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、経営移譲、農業経営の法人化のため、譲受人については、経営規模の拡大及び新規就農、経営移譲、農業経営の法人化のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A3 の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者のうち、自家消費を主とした方の申請が 1 件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、7 ページの使用貸借権設定 申請番号 85 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市浪岡の、●●●●です。申請に至った理由は、私は職を探しながら父と一緒に農作業をしていました。その農地は本家の方が耕作していましたが、その方が亡くなり、それ以降はいろんな方が農地を借りて耕作していました。この度、耕作する方がいなくなったこと、りんご作り

に興味があったことから、本家の方との話し合いにより私がこの農地を耕作することになり、申請に至りました。よろしくお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番、秋谷と言います。●●さん、本日はご苦労様です。3点ほど、お伺いします。まず1点目、りんご作りに挑戦するということで非常に結構なことだと思います。今回取得しようとするりんご園の状況、例えばどういう品種のりんごの木がついているのか、何年生ぐらいなのか、その辺をわかる範囲で結構ですので、取得するりんご園の状況をお知らせください。

○●●●●氏

品種の方が、王林、ふじ、早生ふじ、つがるが主ですね。農地の木の年数とかは40年ぐらいは経っていると思います。

○1番（秋谷進委員）

40年。

○●●●●氏

はい。

○1番（秋谷進委員）

よく言えば、大きい木ですな。

○●●●●氏

そうですね。

○1番（秋谷進委員）

わい化ではない。

○●●●●氏

そうですね、わい化ではないですね。

○1 番（秋谷進委員）

丸葉。

○●●●●氏

丸葉ですね。

○1 番（秋谷進委員）

そうですか、はい。では2 点目ですね。これまでもりんご作りやったことございますか。

○●●●●氏

ありますね。結構、手伝ったりしていたので。

○1 番（秋谷進委員）

今まで、色々手伝ったりして。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ウェルカムでございまして、うち方の農業委員会ですね、りんごを作っている方が多いです。青森県内でも、技術力レベルが非常に高い方がいますので、もしやっている最中に困ったことがあれば、どうぞ農業委員会に相談していただければ、非常に的確なアドバイスをできると思いますので、ご相談ください。以上です。

○●●●●氏

わかりました。よろしくお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。
本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。
審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第6号を議題とします。
事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした使用貸借権設定に関する農地法第5条の許可申請が1件となっております。申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、申請番号1番について説明させていただきます。右上に「議案第6号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書です。

借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。3ページ目が位置図、4ページ目が土地利用計画図、5ページ目が法務局の地図、6ページ目が農地転用計画書、7ページから9ページ目が

土地登記簿、10 ページ目から 14 ページ目までが法人登記簿、15 ページ目から 16 ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明いたします。農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外事由の一つに、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合」という項目があって、「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」という基準がございます。

本案件の目的は同項目に合致するため、第 1 種農地の不許可の例外に該当して、許可をすることができると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 7 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は、利用権設定が合計 4 件であります。

個別の内容につきましては、利用権設定の案が 9 ページから 10 ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について質問、ご意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 8 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それではご説明させていただきます。

まず資料でございますが、本日卓上に配布させていただきました、議案第 8 号関係資料と右上に記載された資料をご覧ください。

委員の皆様にご覧いただきました要望案ですが、野口委員からご提案をいただいております。

ます。

本日、皆様にご審議をいただきまして、青森市としての要望案が決定した後は、東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議をすることになります。

その後、8月19日開催予定の東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、11月に県と県選出国會議員への要望活動を行う予定となっております。

それでは、要望案の説明に入らせていただきます。資料をご覧ください。要望案「農業の担い手の確保について」でございます。要望先は国と県でございます。

要望文案について、私から朗読させていただきます。

我が国の農業従事者の7割超を65歳以上が占め、担い手不足が深刻化する中、新規参入者の増加が日本の農業の衰退を食い止める鍵となる。

農業未経験の15歳から27歳の男女の4人に1人が「農業をやってみたい」と回答し、就職意向のある学生の28.1%が「就農の可能性あり」と回答した調査があることから、農作業や農業体験を通じて、将来の選択肢の一つとして就農を選択することが定着していくような環境整備が必要である。

また、今後、農業の担い手を増やし、農地を守っていくためには、より一層、幅広い層の人々に農業の魅力などの情報を発信していく必要がある。

よって、以下の2点について要望する。

1 学生に対するインターンシップや農業体験活動の拡充

学生が地域に滞在し、地域活動や農業体験を通して農業の魅力や課題を肌で感じ、将来の担い手として育っていくことができるよう、各学校において、農業法人等が実施しているインターンシップや農業体験活動に関する情報提供を拡充するよう働きかけること。

2 早期退職者等への情報提供の拡充

早期退職者、未就職者及び定年退職者など、農業の担い手となりうる幅広い人々に対し、自然の中で、自らの努力が目に見える形で成果として現れ、収穫の喜びを感じられる農業の素晴らしさを情報発信するとともに、下限面積の撤廃により、小規模な面積でも農地を取得しやすくなっている状況についてより一層周知を図り、農業への参入を促進していくこと。

提案理由について、提案者である野口委員から一言ご説明をお願いいたします。

○14番（野口友子委員）

農業従事者の高齢化と後継者不足により離農者が増加している現状に対して、次世代のためにどのように改善していくべきかを提案するものです。

○事務局

はい、事務局からの説明は以上でございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議します。

質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

二段落目のところに、就農可能性があるとの回答した調査。いつ、どういう調査なのか教えてください。

○事務局

事務局からお答え致します。こちら、JA 共済が行った調査になりまして、発表されているのが、令和6年の2月に公表されているデータになります。

○5番(木村孝芳委員)

JA 共済って、農協の共済部門が調査したってことですか。

○事務局

そうです。JA 共済なので、農協の共済部門で調査した内容になります。

○5番(木村孝芳委員)

本来であれば、全中とかそういうところで調査するべきものだと思うんだけど、JA 共済がやった意味はあるんですか。

○事務局

JA 共済が調査した意味までは、ちょっとわからないんですけども、JA 共済で調査した結果という事で今回取り入れさせていただきました。

○5番(木村孝芳委員)

それと、15歳から27歳の人ってどういう職種の人なんですか。学生なんですか。それとも未就農者なんですか。

○事務局

JA 共済では、いわゆるZ世代というものに対する調査としてやったようなんですけども、Z世代というのは年齢が、いつからいつまでと明確に定められているものではないものになりまして、

偶々JA 共済の方ではZ世代は15歳から27歳の男女ということで設定して調査をしたということになります。

そもそも、10代から50代の男女1万人に対する調査ということなんですけども、その中でもZ世代という15歳から27歳の男女の方々のこういうデータがあります、ということで、分析しているということになります。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました、じゃ、あとでそのアンケート結果を見せるか、配ってください。

○事務局

あとで、お渡しします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第9号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

資料2枚目、議案第9号関係資料と記載された資料をご覧ください。

先ほどの要望と同様、スローガン案につきましても、東青地区各町村から出されたものを東青

地区運営協議会において何本か選び、8月19日開催予定の東青地区農業委員会大会に提案することになります。

今回のスローガン案でございますが、野口委員から、「次世代の農業の担い手の未来に向けて取り組もう」とのスローガンをご提案いただきましたので、委員の皆さんにご審議いただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問、意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

スローガンで、次世代の農業って何をイメージしているんですか。何を具体的にイメージしているのか聞きたいですね。スマートナビのことなんですか。

○14番（野口友子委員）

木村委員がおっしゃるように、私も考えたのがコンピューターを使った農業ということを考えて、3Kと言われている農業を違う意味での3Kにもっていく方向を作りたいということで、このスローガンを出したんですね。今までは、農業はきつい、汚いなんとなかって、それを肉体的にもかっこよく、稼げて、素晴らしいというそういう感じでやって欲しいという気持ちでこのスローガンを作ったんですが。ただ、私も中身の方はあまりよくわかってなくて、農業自体やってないので、表面上だけ、AIとか機械的なものをやって欲しいなと、コンピューターを含む活動としてやって欲しいなという意味で作ったんですが。

○5番（木村孝芳委員）

農業って、ここにいる皆さんの中でも米作りからりんご果樹とか色々あると思うんですけど、全て楽することはできるけれども、コンピューターで全て管理することはできないですよ。わかります。

○14番（野口友子委員）

わかります。

○5 番（木村孝芳委員）

オフィスにいて、コンピューターを睨めて百姓できるわけではないですから。具体的に、次世代の農業ってどういうイメージしているのか聞きたかったです。

○14 番（野口友子委員）

私の要望としては、肉体的に負担にならずにコンピューター管理とかして、なるべく体に負担に少ない、余裕のある農業にもっていきたいという気持ちで作ったんですけども。

○5 番（木村孝芳委員）

現実とは離れているので、提案としてはご本人がするのであれば構わないと思いますけど。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

スローガンの内容のところで、未来に向けて何に取り組むのか、その辺を入れた方がいいんじゃないかなと思うんですが。どうでしょうか。

○14 番（野口友子委員）

アドバイスをください。私もちょっと。

○1 番（秋谷進委員）

次世代の農業の担い手の未来に向けて、何々に取り組もう。何々があるかな。

○14 番（野口友子委員）

何か、ヒントを皆さんください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

参考になるかわからないんだけど、つい先だってテレビご覧になった方もいると思うんだけど、日本人で、アメリカで38歳の実業家ですよ。アメリカで、コンピューター駆使して室内にイチゴを栽培して、大成功を収めて、この度東京都内にその研究施設を建てる。そういう規模の実現、可能にしていました。次世代って、そういう意味なのかなって今私は考えたので、実際イチゴと

か薬物、メロン、そういうのはできるということで、東京で新たな研究施設を作るということで、38歳の青年ですよ。アメリカで、大成功収めてアメリカの500店舗にそのまま並んでいるんですよ、イチゴが。全コンピューター管理ですよ。室内で。天候関係なく。

そういうのをイメージしていたのかなと思ったので。その方はお米も室内で栽培するんだということで、東京に大きな企業とタイアップして、AIの企業とか、そういう企業と提携して研究施設を作るということ、ついこの間マスコミでもテレビでも発表になりましたよね。素晴らしいなと思っていたので、そういうことをイメージして野口委員は出したのかなと思っていたので。私は、こう考えていたので、今のところこれでも私はいいのかなっていう感じはしているので。意味は、私には通じましたので。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○14 番(野口友子委員)

どんどん農業する人口が減っていったら、ある程度コンピューターに頼らなきゃいけないようになってくる時代になってくるからそのイメージでも考えたんですけど、ただまだよくわからないんですけども。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○14 番(野口友子委員)

AIを入れたらいいですか。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、皆さんからお聞きします。今、色んな意見出しましたが。

事務局も、まだ時間ありますから、事務局としてはこのスローガンについて、今のを加味したので、もうちょっとすり合わせるとか、このままでいくとか、時間はまだありますので、8月ですので、それまで再考していただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

事務局、よろしいですか。

○事務局

承知致しました。では野口委員とご相談させていただきたいと思います。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、本案については今事務局にお願いしましたスローガンの変更なり、こういう形で提出することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、このスローガンの通りじゃないですけども、再考できるんでしたらそういう形で提出することを決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第8号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第9号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 10 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 4 件となっております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第 11 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が 1 件です。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○1番(秋谷進委員)

農業経営の法人化の内容について

○4番(工藤隆正推進委員)

農業新聞の記事内容について

新城・油川地区ほ場整備事業の状況について

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局の方から何かございますか。

○事務局

次回の月例総会は、7月10日(木)午後1時30分から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和7年度第3回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。